

紫波町告示第 304号

紫波町空家等対策総合支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 25 日

紫波町長 熊 谷 泉

紫波町空家等対策総合支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 遊休不動産の活用により地域の活性化を図るため、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）第 2 条第 1 項に定める空家等をいう。ただし、町が所有するものを含む。
- (2) 改修等 他の用途に供されるために行う空家等の改築、増築、模様替、修繕、移転等をいう。

(補助対象事業)

第 3 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる用途のいずれかに該当し、かつ、当該用途により10年以上活用を見込む事業とする。

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) その他町長が認める用途

(補助対象者)

第 4 補助金の交付対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 事業計画及び収支を示し、計画的に事業を実施する者
- (2) 特定の宗教、政治又は選挙活動を目的としない者
- (3) 公序良俗に反しない者

(補助対象経費)

第 5 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業を実施するために行う空家等の改修等に要する経費
- (2) 耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123号）第 2 条第 2 項で定める耐震改修をいう。）に要する経費

(補助金の額等)

第 6 補助金の額は、補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。ただし、1,000,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第8 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1） 補助対象経費の20パーセントを超える増減

（2） 補助事業の実施主体の変更

（3） 補助事業の施行箇所等の事業内容の重要な変更

（4） 補助対象経費の変更を伴う補助対象事業費の変更

（交付決定の取消し）

第9 町長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3） この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10 町長は、第9の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金について、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（報告等）

第11 町長は、必要があると認めるときは、交付決定対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第 7 関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	紫波町空家等対策総合支援事業補助金交付申請書 1 申請者概要書 2 事業計画書 3 事業収支予算書 4 事業対象空家等の登記記録の全部事項証明書 5 工事等見積書 6 位置図及び平面図（改修前および改修後）ならびに施工前写真 7 誓約書 8 その他町長が必要と認めるもの	第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号	1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定による承認を受ける場合の書類	紫波町空家等対策総合支援事業補助金交付（変更・中止）承認申請書 1 変更（中止）の内容が確認できる書類	第 6 号	1 部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	紫波町空家等対策総合支援事業補助金実績報告書 1 事業収支決算書 2 補助対象経費に係る工事請負契約書および工事費領収書の写し 3 補助事業の実施の記録写真 4 紫波町空家等対策総合支援事業補助金交付請求書 5 その他町長が必要と認めるもの	第 7 号 第 4 号 第 8 号	1 部	別に定める。